

令和 7 年度 島根県立隠岐高等学校
寄宿舎調理業務委託仕様書

調理業務（以下「業務」という）の実施にあたっては、この委託仕様書に定めるほか、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他の関係法令を遵守し誠実に履行しなければならない。

1. 業務の内容

- (1) 食事の献立の作成及び掲示
- (2) 食材の仕入れ、調理、配送、盛り付け、食器の洗浄
- (3) 清明寮の厨房施設、食器、調理器具類の管理
- (4) 残飯、残滓、ゴミ等の処理
- (5) 保存食の管理
- (6) 清明寮の厨房施設、食堂の衛生管理
- (7) 清明寮の食堂の卓上調味料の補充、湯茶の準備

2. 責任者等の配置及び管理

- (1) 受託者（以下「乙」という）は、業務を実施するために必要な調理員を、常に給食に支障が生じない人員数で配置するものとする。
- (2) 学校と連絡調整を行う（欠食届の受付、閉寮日の確認、食事時間の変更対応等）責任者及び清明寮内で配膳等の業務を行う従事者（以下「従事者」という）を配置するものとする。
- (3) 調理員、責任者及び従事者については、委託業務従事者名簿（様式第 1 号）により報告しなければならない。
- (4) 乙は、調理員、責任者及び従事者の身元保証等に対し、一切の責任を負わなければならない。
- (5) 下痢症状、発熱、咳、外傷化膿性創傷、その他伝染性疾患等、食品衛生上問題となる者は本業務に従事させてはならない。

3. 給食提供方法及び数量

(1) 食事時間

朝食時間 7 : 10 ~ 7 : 40

昼食時間 12 : 40 ~ 13 : 15 ※授業短縮等の場合は変更あり

夕食時間 17 : 30 ~ 19 : 30 ※部活動等の都合で延長あり

(2) 予定食数

寮定員は 32 名（令和 7 年度寮生 25 名予定）

(3) 委託業務の年間実施日数

年間 339 日 (予定)

(4) 食事提供場所

朝食・夕食 昼食 (休日)	島根県立隠岐高等学校寄宿舍 清明寮 隠岐郡隠岐の島町城北町 420
昼食 (平日)	島根県立隠岐高等学校事務室 隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原 1

平日の昼食については弁当によるものとする。

4. 食数の連絡

- (1) 本校寮務主任は、毎月月末までに、翌月の必要食数を乙へ通知する。
- (2) 入寮生から欠食の届出があった場合は、原則として給食当日の 2 営業日前までに乙に通知するものとする。
- (3) 通知した数量に変更があった場合は、その都度乙あて通知する。

5. 献立の作成

- (1) 1 週間の献立表を作成し、前週水曜日までに食堂に掲示すること。
- (2) 献立は、対象年齢を 15 歳～18 歳とし、栄養価、食品原材料の選択等に配慮し、高校生の成長に適した食事を提供すること。
- (3) 行事食として、年間 10 回以上季節感のある食事及び学校行事に伴う食事を提供すること。
- (4) 特別な配慮を要する食事 (食物アレルギー等) については、甲、乙協議の上食事提供の可否を決定する。

6. 調理等作業の留意点

- (1) 調理作業中の手洗い、消毒、加熱時間の確保等、食中毒・感染症予防の対策を十分に講じること。
- (2) 配達過程における異物の混入防止、食中毒予防のための温度管理等、安心安全な食事の品質管理を行うこと。

7. 清明寮厨房施設の利用

- (1) 業務の実施にあたり、調理は受託者の施設を使用し、清明寮では食事の盛り付け、食器の洗浄等を行うことを原則とする。
- (2) 厨房及び厨房内設備の使用料並びに用水、電気などの光熱水費は無償とする。
なお、光熱水費の節減に努めること。

(3) 使用できる厨房内設備は以下のとおりとする。

その他使用したい器具がある場合は、協議の上その可否を決定する。

設備名	品番・仕様等
食器洗浄機	J W E - 530 U B - S R 蒸気回収仕様 三相 200 V
パーススルー型コールトケース	N B - 1500 C C M N 単相 100 V 扉 4 枚

8. 受託者及び委託者の経費負担

委託者 (甲)	(1) 委託業務に係る人件費及び食事の運搬に係る費用 (2) 清明寮厨房の器具修繕費 ※受託者が不注意又は故意により破損したものを除く (3) 清明寮厨房の光熱水費
受託者 (乙)	(1) 清明寮厨房の洗剤・消毒薬等の消耗品 (2) 清明寮食堂の卓上調味料、湯茶 (3) 受託者が不注意又は故意により清明寮厨房の器具、食器等を破損した場合、その修繕費又は購入費

9. 原材料費

原材料費については、寮生 1 人あたり 1 日 1,150 円以内で、受託者が朝・昼・夕食別に設定した額とする。

原材料費の請求は、受託者が毎月 10 日までに前月分を請求し、委託者は月末までに支払うものとする。

【請求額算出方法】

朝食単価×朝食提供数＋昼食単価×昼食提供数＋夕食単価×夕食提供数

10. 委託料の支払

(1) 毎月の業務が完了した際は業務完了報告書（様式第 2 号）により報告し、その月の委託料を請求すること。

(2) 3 (2) の寮生人数に変更が生じた場合であっても、委託料は変更しないものとする。

11. その他

(1) 受託者が業務を行えない事態となったときは、速やかに他の業者へ手配等の手段を講じ、給食の提供が滞らないようにする。

(2) この仕様によらない事項については、別途協議の上実施するものとする。